

**訪問看護(介護・介護予防・医療)  
重要事項説明書及び同意書**

**医療法人 昭新会**

**訪問看護ステーション グラシア**

## 1. 事業者概要

- (1) 事業者名称 医療法人 昭新会  
(2) 主たる事業所及び所在地: 前田クリニック 愛知県知多郡東浦町大字藤江字山敷139-5  
代表者 理事長 前田 吉昭  
(3) その他の事業所、及び所在地  
居宅介護支援事業所 グラシア 東浦町大字藤江字山敷139-8

## 2. 事業所概要

指定サービス種別	・訪問看護 ・介護予防訪問看護 ・指定老人訪問看護 ・指定訪問看護
事業所名称	訪問看護ステーション グラシア
事業所番号	2365790035 (介護保険)
老人訪問看護ステーションコード	57,9003,5 (医療保険)
所在地	愛知県知多郡東浦町大字藤江字山敷139-7
電話番号	0562-84-6725
FAX番号	0562-84-6741

## 3. 事業の目的と運営方針

### 〈事業目的〉

当ステーションが行う訪問看護事業は、在宅療養の生活の質の確保、日常生活における動作能力の維持・回復を補助していくことにより、在宅療養者のQOL(Quality of life【生活の質】以下QOLと略す)を確保し病状に応じた適切な看護を提供し、患者の住み慣れた地域社会や家庭で、より安定した療養生活が送れるよう支援していくことを目的とします。

### 〈運営方針〉

訪問看護事業の実施にあたっては、この訪問看護事業を通して地域の在宅医療に貢献すると同時に、医療・保健・福祉等の地域関係機関との密接な連携及び調整に努め協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

## 4. サービスの内容

### (1) 訪問看護(介護予防訪問看護)サービスの目的

居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るように、療養生活を支援し心身の機能の維持回復を目指します。

### (2) 営業時間等 月曜日～金曜日 9:00～17:00

\* 土日・祝祭日・年末年始は営業していません。

### (3) サービスの提供は「訪問看護(介護・介護予防・医療)計画書」に沿って行ないます。

### (4) サービスの提供実施地域: 東浦町全域

## 5. サービス提供の記録等

(1) サービスの開始に際して、主治医から訪問看護指示書の交付を受けなければなりません。その際に一部負担金が生じますので子承知お願い致します。なお、主治医が指示期間(最長6か月)を決めて発行しますが指示書の交付後、病状等の変化に応じて再発行されることがあります。

(2) サービス開始時に利用者(又はご家族)に必要な事項をお聞きして、生活状況等を「訪問看護(介護・介護予防・医療)記録書Ⅰ」に記載します。

(3) サービスを提供した際には、「訪問看護(介護・介護予防・医療)記録書Ⅱ(複写)」に記載しサービス提供時に、複写のうち1枚を利用者(又はご家族)に保管していただきます。

(4) 1か月毎に「訪問看護(介護・介護予防・医療)計画書」を作成し、主治医に提出します。利用者(又はご家族)に、初回の計画時及び計画変更時に内容を確認して頂き署名、捺印をお願いします。尚、変更がない場合にも内容を確認して頂き署名、捺印をお願いします。また、ケアマネジャーにも写しを提出します。

(5) 1か月のサービス終了時に、「訪問看護(介護・介護予防・医療)報告書」を作成し、主治医へ報告します。適宜、ケアマネジャーにも報告します。

## 6. サービス提供責任者など

### (1) 職員の体制

・管理者(看護師) 1名(常勤兼務) ・看護師 10名(常勤専従2名、非常勤専従8名) ・保健師 1名(非常勤専従1名)

・理学療法士 6名(常勤専従3名、非常勤専従3名) ・言語聴覚士 1名(非常勤専従1名)

・事務 4名(非常勤専従4名)

### (2) サービスを提供する主な職員は以下の通りです。

看護師…楠元亜樹・長坂小百合・山崎佳子・山下美香・川口美香・深江麻依子・吉田仁子・上野未来・佐藤雪絵・土田深雪  
・武田未佳

保健師…小田美代 理学療法士…石川美穂・天木伸一・榊原裕輔・牟田季公子・鰐部真由美・和田恵理

言語聴覚士…川添純子 事務員…神戸美奈子・細井倫子・畑村とも子・信田尚子

## 7. 利用料金について

**介護保険でのご利用の方** ※ 利用料につきましては、別紙にて説明させていただきます。

### ☆緊急時訪問看護加算 I 【600 単位/月】

当事業所では、24 時間利用者の方からの連絡を受け対応ができる体制をとっております。電話相談、計画的な訪問日以外の訪問(毎日の処置や点滴が必要な時等)緊急時の訪問などの対応を希望される方に対して、1ヶ月に1回初回訪問日に加算を頂きます。尚、ご利用がない場合でも加算されます。日割もできませんのでご了承下さい。

私は、上記の加算について、希望します。(支払います)

・この場合、緊急時等で営業時間外に訪問した場合、1 回目は夜間早朝加算・深夜加算は適応されません。  
2 回目以降の緊急訪問に関しましては夜間早朝加算・深夜加算が適応されます。

私は、上記の加算について、希望しません。(支払いません)

・計画上の訪問以外は訪問を希望しません。

### ☆特別管理加算 …医療的管理を必要とする方に加算されます。

**特別管理加算 I 【500 単位/月】** を算定することに同意します。

在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

**特別管理加算 II 【250 単位/月】** を算定することに同意します。

以下のいずれかを受けている状態にある者

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、

在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理

在宅肺高血圧症患者指導管理

人工肛門又は人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、点滴注射を週 3 日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算には、該当しません。(支払いません)

### ☆長時間訪問看護加算【300 単位/回】

特別管理加算対象の方に対して、90 分を超えて訪問看護を実施した場合に加算されます。

### ☆複数名訪問加算 I (看護師+看護師等) 【30 分未満 254 単位/30 分以上 402 単位】

### 複数名訪問加算 II (看護師+看護補助者)【30 分未満 201 単位/30 分以上 317 単位】

1 人の利用者に対して同時に 2 人の看護師等又は看護師等と看護補助者が訪問を行なった時に利用者・家族等の同意を得て、かつ次のいずれかに該当するときに算定

(1) 利用者の身体的理由により 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合

(2) 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合

(3)その他利用者の状況等から判断して、(1)または(2)に準ずると認められる場合

### ☆サービス提供体制強化加算 I【6 単位／回】

当事業所は7年以上勤務している職員が、30%以上在職しているため加算されます。

### □退院時共同指導加算【600 単位／回】

退院、退所前に入院、入所先の病院及び施設へ行き、調整会議に参加した場合に加算されます。

### □初回加算 I【350 単位／月】

新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院・診療所等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行なった場合に算定されます。

### □初回加算 II【300 単位／月】

- ・過去2ヶ月間(暦月)入院等により利用がない場合に算定されます。
- ・要介護から要支援、または要支援から要介護など介護度の変更があった場合に算定されます。

### ☆ターミナルケア加算【2,500 単位／死亡月】\*要支援の利用者は除く

在宅での看取りを希望された利用者に対して、ターミナルケアに係る計画書に同意を得て、ターミナルケアを行った際に算定されます。

### ☆交通費【30円×km／回】

サービス提供地域(東浦町内)以外の方は、1回の訪問につき交通費をご負担いただきます。

- 交通費を支払います  地域内の為無料(支払いません)

### ☆キャンセル料

- ・利用当日のキャンセルは利用料の100%が自費でかかります。但し、急な入院などやむを得ない場合は除きます。

### ☆自費

- ・テープ類などの衛生材料につきましては、実費相当の自己負担をお願いします。
- ・死亡確認後の訪問は死後処置の有無に関わらず、12,000円(税込・自費)となります。死後処置のご希望がありましたらお申し出ください。

### □ 医療保険でのご利用の方

※利用料につきましては、別紙にて説明させていただきます。

- ・介護保険の対象でない方又は、認定を受けていない方は医療保険でのご利用になります。(週3回までの訪問)
- ・厚生労働大臣の定める疾患の方は医療保険での利用となり、週4回以上の訪問が可能です。
- ・特別管理加算対象の方は、週4回以上の訪問が可能です。
- ・急性憎悪、終末期、退院直後等の事由により週4回以上の頻回な訪問が一時的に必要であると判断され、特別訪問看護指示書の交付があった場合、14日に限り医療保険での訪問看護となります。

### ☆24時間対応体制加算【6,800円／月】

当事業所は24時間利用者の方から連絡を受け、対応できる体制をとっております。

### ☆特別管理加算

#### □特別管理加算 I【5,000円／月】

在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、又は在宅強心剤持続投与指導管理、若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方、又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者

#### □特別管理加算 II【2,500円／月】

- ・在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている方
- ・人工肛門、または人工膀胱を設置している状態にある方
- ・真皮を超える褥瘡の状態にある方
- ・在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している方

特別管理加算に該当しません。

☆乳幼児加算【1,300 円／日】 ※厚生労働大臣が定める者に該当する場合 1,800 円／日

0 歳～6 歳未満の利用者に対して加算

☆早朝・夜間加算【2,100 円】

6 時～8 時・18 時～22 時に訪問看護を行った場合に加算

☆深夜加算【4,200 円】

22 時～翌 6 時に訪問看護を行った場合に加算

☆長時間訪問看護加算【5,200 円】

- ・人工呼吸器を使用している状態にある方、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている方、特別管理加算対象の方に対して 90 分以上訪問看護を実施した場合に週 1 回に限り加算
- ・小児で人工呼吸器を装着していない超重症児、準重症児の場合は、週 3 回まで加算が可能です。

☆退院時共同指導加算【8,000 円／回】 ※特別管理加算対象の方に対しては、特別管理指導加算 2,000 円が更に加算されます。

退院、退所前に入院、入所先の病院及び施設に行き、調整会議に参加した場合に加算

☆退院支援指導加算【6,000 円・退院日】

訪問看護ステーションの看護師等が退院時に在宅にて療養上必要な指導を行なった場合に加算

厚生労働大臣の定める特別な疾患の方、特別管理加算対象の方及び、診療に基づき医師が退院日当日に訪問看護を必要と認めた方に対して加算

☆退院支援指導加算【8,400 円・長時間】

退院支援指導加算算定対象の方であり、なおかつ厚生労働大臣が定める長時間の訪問を要する方で 1 回の退院支援指導の時間が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計時間が 90 分を超えた場合に加算

☆在宅患者連携指導加算【3,000 円／月】

主治医と訪問看護師等を含め、歯科医師又は薬剤師との連携において文書等により情報共有を行なうとともに、療養上必要な指導を行なった場合に加算

☆在宅患者緊急時カンファレンス加算【2,000 円／回・月 2 回まで】

容態の急変や診療方針の変更等に伴い、主治医の求めにより開催されたカンファレンスに看護師等と歯科医師、薬剤師・ケアマネジャーが参加し、共同で利用者や家族に対して療養上必要な指導を行った場合に加算

☆精神科重症患者支援管理連携加算【全ての条件を満たす場合 8,400 円／月・いずれかの条件を満たす場合 5,800 円／月】

精神科在宅患者支援管理料 2 を主治医が算定している方で、以下の条件を満たす場合に加算

- a. 1 年以上入院し退院した方、入退院を繰り返す方又は自治体が作成する退院後支援計画において支援を受ける期間にある措置入院後の患者
- b. 統合失調症、統合失調症型障害もしくは妄想性障害、気分(感情)障害または重度認知症の状態(認知症高齢者の日常生活自立度のランク M に該当する状態)で、退院時における GAF 尺度による判定が 40 以下の方

☆訪問看護情報提供療養費【1,500 円／月】

1. 厚生労働大臣が定める疾病等の方で居住地の市町村へ市町村からの求めに応じて情報提供した場合に加算
2. 厚生労働大臣が定める疾病等の方で、入学、転学等により在籍する事となる義務教育諸学校に学校からの求めに応じて情報を提供した場合に加算
3. 保険医療機関等に入院または入所する際に主治医が訪問看護ステーションから提供された情報を併せて入院又は入所する医療機関等に情報提供を行なう場合に加算

☆緊急訪問看護加算【14 日目まで 2,650 円／日・15 日目以降 2,000 円／日】

主治医(在宅医又は在宅療養支援病院)の指示により、計画外の訪問看護を実施した場合に、利用料金(基本療養費+管理療養費)に加算

☆難病等複数回訪問看護加算 ※厚生労働大臣が定める疾病等の方

- 1 日に 2 回訪問した場合に利用料金(基本療養費+管理療養費)に 4,500 円加算
- 1 日に 3 回以上訪問した場合に利用料金(基本療養費+管理療養費)に 8,000 円加算

## ☆複数名(複数回)訪問看護加算

1人の看護職員による訪問看護が困難な利用者であって、次のいずれかに該当する方に複数名の職員で訪問した場合に  
加算

イ.厚生労働大臣が定める疾病等の方 ロ.特別管理加算対象の方 ハ.特別訪問看護指示書により訪問をしている方

ニ.暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる方

ホ.利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる方(看護補助者の場合に限る)

ヘ.その他利用者の状況等から判断して、イからホのいずれかに準ずると認められる方(看護補助者の場合に限る)

\*看護職員とは、看護師、保健師、助産師、准看護師をいう

\*看護師等とは、看護師、保健師、助産師、理学療法士、言語聴覚士、作業療法士をいう

### ①看護職員＋看護師等(4,500円・1回/週まで)

※精神科訪問看護の場合、看護職員＋保健師、看護職員又は作業療法士による訪問。

※複数回訪問は精神科訪問看護に限り、2回/日の訪問9,000円、3回以上/日の訪問14,500円

### ②看護職員＋准看護師(3,800円・1回/週まで)

### ③看護職員＋その他職員(3,000円・3回/週まで) ※精神科訪問看護の場合は1回/週まで

※2回/日の訪問6,000円 ※3回以上/日の訪問10,000円

### ④看護職員＋その他職員又は精神保健福祉士(3,000円・1回/週まで) ※精神科訪問看護の場合のみ

## ☆訪問看護医療DX情報活用加算【50円/月】

初回訪問時に利用者の診療情報・薬剤情報を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行なう場合に  
加算

医療に関する情報提供に同意します  同意しません

## ☆訪問看護基本療養費Ⅲ又は精神科訪問看護基本療養費Ⅳ(外泊日の訪問)【8,500円/回】

・診療に基づき試験外泊時の訪問看護が必要と認められた方に限り、入院中に1回限り算定

・厚生労働大臣の定める特別な疾患の方と特別管理加算対象の方は入院中2回まで算定可能

## ☆訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ【780円/月】

訪問看護ステーションに勤務する看護職員等の処遇改善のための評価料

## ☆ターミナルケア療養費【25,000円/回】

当事業所の看護職員が死亡日を含む14日以内に2日以上(死亡日前の訪問が介護保険による  
訪問看護の提供を受けている場合も含む)訪問しケアを行なった場合に、亡くなられた月に頂く加算。

## ☆交通費【30円×km/回】

サービス提供地域(東浦町内)以外の方は、1回の訪問につき交通費をご負担いただきます。

交通費を支払います  地域内の為無料(支払いません)

## ☆キャンセル料

利用当日のキャンセルは利用料の100%が自費でかかります。但し、急な入院などやむを得ない場合は除きます。

## ☆自費

・営業日以外(土日、祝祭日等)の終日(0時から24時)は、2,520円が利用料金(基本療養費＋管理療養費)  
に加算します。但し、点滴・褥瘡処置等、医療処置のある方、末期の方で、営業日以外の訪問が必要な方には  
この料金を加算せず、計画的に訪問します。

・テープ類などの衛生材料につきましては、実費相当の自己負担をお願いします。

・死亡確認後の訪問は死後処置の有無に関わらず、12,000円(税込・自費)となります。死後処置のご希望があり  
ましたらお申し出ください。

## 料金の支払い方法

- ・利用翌月の26日(金融機関休業日の場合は翌営業日)にご指定の口座より引き落とさせていただきます。尚、領収書の発行は、引き落とし確認後となりますので、利用翌々月の中旬以降となります。
  - ・利用途中で亡くなられた場合の請求に関しましては、翌月の引き落としができない事があるため、間違いが無いよう現金にて集金させていただきます。
- ※残高不足の場合は翌月と合わせて、引き落としさせていただきます。

## 8. 秘密の保持(個人情報の保護)

当事業所の職員(看護師・保健師・理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・社会福祉士等)には守秘義務があり利用者の病状及びご家庭の事情など個人情報に関わる内容に関して、当事業所外の者には一切洩らしません。ただし、訪問看護サービスが適切且つ円滑に提供されるよう、必要時主治医・担当ケアマネジャー並びに他のサービス事業者及び行政機関に対して、情報を提供します。

目的：居宅サービス計画に沿って、円滑且つ適切にサービスを提供するために実施される

サービス担当者会議や、介護支援専門員(ケアマネジャー)及び他のサービス事業者との連絡調整に必要な為  
同意期間：令和 年 月 日 ~ 契約解約日

情報提供の範囲：① 主治医 ② ケアマネジャー ③ サービス事業者 ④ 行政機関

- 私(利用者及びその家族)は、訪問看護ステーション グラシアの職員が、主治医及びサービス事業者等に、私が訪問看護サービスを利用するために必要な事柄・病状等を伝えることに同意します。  
(サービス担当者会議を含む)
- 実習生が同行訪問する事に同意します。

## 9. 虐待(身体拘束を含む)防止に関することについて

(1)当事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。(虐待防止に関する責任者:管理者 楠元亜樹)
- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を、定期的(年間2回以上)に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針の整備を行い、定期的な研修を行っています。

(2)当事業所は、当該事業所従業者又は養護者(利用者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(3)当事業所は、サービスの提供に当たって利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

- ① 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

② 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

- ・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- ・身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- ・職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

## 10. ハラスメントの防止・対応について

- (1) 当事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場における各種ハラスメントを防止するために必要な措置を講じます。併せて、カスタマーハラスメント防止のための方針の明確化等、必要な措置を講じます。
- (2) サービス利用契約中に職員が利用者、利用者の家族等からハラスメントを受け、又はハラスメント防止のための方針に従わない場合は、サービス提供の制限や利用契約の解除等の措置を講じます。  
(例 ・叩く ・蹴る ・大声で怒鳴る ・罵倒する ・脅す ・職員の身体に不必要にさわる ・性的な発言をする ・理不尽な要求 ・長時間のクレームやそれにとまらぬ職員の拘束)

## 11. 感染症対策の強化

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行ないます。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及び、まん延防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底しています。また、事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備し、職員に対し研修及び訓練を定期的に実施しています。

## 12. 業務継続へ向けた取り組みについて

- (1) 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下、「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行ない、必要に応じて業務継続計画の変更を行ないます。

## 13. 訪問の中止及び変更の連絡について

- (1) 受診その他の理由で、計画的な(定期的)訪問の中止及び変更する場合は、予定が分かり次第ご連絡をお願いします。
- (2) 地震・風雪水害などの自然災害発生、又は警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止、もしくは訪問日時の変更依頼をさせて頂く場合がありますのでご了承ください。

連絡先 (0562) 84-6725

※事務所不在時は携帯電話に転送になりますが、訪問中に電話対応する事になりますので、緊急でない場合は時間を改めてかけ直していただくと助かります。なお、緊急時訪問看護加算(介護保険)・24時間対応体制加算(医療保険)を契約して頂いている方で、病状等急を要する場合は、そのまま転送にしてください。看護師が対応します。

## 14. 緊急時の対応

サービスの提供中に、利用者の容態の変化等があった場合や緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡などの措置を講ずるとともに主治医の指示に従います。

## 15. その他

- (1) 職員がお茶・お菓子・お礼の品物等を受け取る事は、事業所として禁止しています。
- (2) 貴重品、金銭の管理は利用者又はご家族で行なってください。また職員が出入りする場所や時間帯に置く事は避けてください。
- (3) 大切なペットの安全を守るためにも、ゲージに入れる等のご協力をお願いします。職員がペットに噛まれる等した場合、治療費のご相談をさせていただく場合があります。
- (4) 見守りカメラの設置を含む職員を撮影する際は一言お伝えください。また、SNS等で画像を使用するのはお控えください。
- (5) 理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり看護師の代わりに訪問しております。

## 16. サービスの内容に関する苦情

### (1) 当事業所

<b>【窓口】</b> 訪問看護ステーション グラシア	電話番号:0562-84-6725 FAX 番号:0562-84-6741
担当者:楠元 亜樹	受付時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

### (2) 行政機関・その他苦情受付機関

<b>【市町村の窓口】</b>	所在地:愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20
東浦町役場 福祉課	受付時間 8:30～17:15 電話番号:0562-83-3111
愛知県国民健康保険団体連合会	所在地:愛知県名古屋市東区泉一丁目6番5号
介護保険課 苦情相談室	受付時間 9:00～17:00 電話番号:052-971-4165
<b>【介護保険者】</b>	所在地:愛知県東海市荒尾町西廻間2-1

当事業者は、上記説明書に基づいて、訪問看護ステーション グラシアのサービス内容及び重要事項について説明を致しました。

令和 年 月 日

事業者 知多郡東浦町大字藤江字山敷139-7  
訪問看護ステーション グラシア

説明者 氏名 印

私は、上記説明書に基づいて、訪問看護サービスの内容及び重要事項の説明を受け、同意しました。

令和 年 月 日

ご利用者氏名 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代筆者名(代筆の場合) ご利用者との続柄 ( )

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

家族署名 ご利用者との続柄 ( )

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印